

八幡東警察署からのお知らせ

不法就労・不法滞在防止のためにご協力下さい！

不法就労とは？

- ・ 不法滞在者等、正規滞在者でない者が働くケース
- ・ 就労できる在留資格を有していない外国人で働く許可を受けていないのに働くケース
- ・ 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

周囲にいませんか？

- 密入国した人や在留期限の切れた人が働いている
- 観光や友人訪問目的で入国した人が許可を受けずに働いている
- 留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働いている
- 外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働いている
- 留学生が許可された時間数を超えて働いている

※不審点がある場合は、警察に通報を！！



外国人を雇用する際には在留カードを確認して下さい

在留カードの表面の在留期間や就労制限の有無、裏面の資格外活動許可欄、顔写真等を必ず確認してください。

～国際テロ未然防止活動推進中～

【いつもと違うと感じたら迷わず通報を】

- 不審な紙袋や液体等が置かれている
- 普段見慣れない人や車が長時間いる
- 周囲を窺いながら公共施設の周辺を何度も確認する人がいる

八幡東警察署:093-662-0110